

公益社団法人都市住宅学会
理事および監事に対する報酬等の支給の基準

2013年5月25日総会決議

定款第27条の規定にかかわらず、理事及び監事への報酬については当面の間、無報酬とする。

以上

公益社団法人都市住宅学会
顧問に対する報酬等の支給の基準

2013年5月25日総会決議

定款第28条第5項の規定にかかわらず、顧問への報酬については当面の間、無報酬とする。

以上